

青森県報

第九百八十五号

令和七年
十月二十九日
(水曜日)

目次

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(東青森県土整備事務所) ……一

○右 ……同……………(同) ……一

○右 ……同……………(西北県土整備事務所) ……二

○右 ……同……………(同) ……二

○右 ……同……………(同) ……二

○右 ……同……………(上北県土整備事務所) ……三

○右 ……同……………(同) ……三

○右 ……同……………(同) ……三

出先機関

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(中南県土整備事務所) ……四

○土地改良区の定款変更の認可……………(上北農林水産事務所) ……四

人事委員会

○人事委員会規則七―一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………(事務局) ……四

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社今鉄工所

二 代表者の氏名 今孝志

三 主たる営業所の所在地 青森市大字小橋字田川二四

四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第一五四三三号

五 取消年月日 令和七年九月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年六月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 s.c. OKINO

二 氏名 沖野堅次

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一六〇の一一一

四 許可番号 青森県知事許可(般―六)第一〇〇四九四号

五 取消年月日 令和七年九月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年九月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社鳴海建設

二 代表者の氏名 工藤貴幸

三 主たる営業所の所在地 つがる市牛潟町村上四二

四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第七四四〇号

五 取消年月日 令和七年九月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年九月五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社鳴海建設

二 代表者の氏名 工藤貴幸

三 主たる営業所の所在地 つがる市牛潟町村上四二

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第七四四〇号

五 取消年月日 令和七年九月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年九月五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社稲部電気商会

二 代表者の氏名 笹淳志

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字三千石字五十嵐三九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一三三九五号

五 取消年月日 令和七年九月四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

令和七年七月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 附田建設株式会社
- 二 代表者の氏名 千田昇
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駁字二又二三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第四三二二号
- 五 取消年月日 令和七年九月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年八月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 上北森林組合
- 二 氏名 川村愼一

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字森ノ上八七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第五〇〇三九四号
- 五 取消年月日 令和七年九月十一日

- 六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
令和七年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社空調設備オイラセ
- 二 代表者の氏名 新田明信
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字七百七三の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第五〇〇五八五号
- 五 取消年月日 令和七年九月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和三年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月二十九日

青森県中南県土整備事務所長 田 中 秀 樹

一 物品等の名称及び数量

凍結防止剤供給単価契約 千二百七十トン程度

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県中南県土整備事務所

弘前市大字蔵主町四

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年十月九日

五 落札者の名称及び住所

東北化学薬品株式会社

弘前市大字神田一丁目三の一

六 落札金額

二十五キログラム入り一袋当たり千百二十七円五十銭

七 落札者を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和七年八月二十九日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を令和七年十月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年十月二十九日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月二十九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表第二中「むつ市大字中野沢字大近川一八の二二」を「むつ市大字中野沢字大近

川一八の四六六」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭